

本事務連絡は、内閣府及び気象庁からの依頼を踏まえ、文部科学省関係機関に緊急地震速報の訓練を行うことについて、依頼するものです。

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 23 日

各都道府県教育委員会 災害予防主管課
各指定都市教育委員会 災害予防主管課
各都道府県 私立学校 主管課
各国公立大学 災害予防主管課
各国公立高等専門学校 災害予防主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体 災害予防主管課
各大学共同利用機関法人 災害予防主管課
国立教育政策研究所 災害予防主管課
科学技術・学術政策研究所 災害予防主管課
日本学士院 災害予防主管課
日本芸術院 災害予防主管課
各文部科学省独立行政法人 災害予防主管課
各文部科学省国立研究開発法人 災害予防主管課
日本私立学校振興・共済事業団 災害予防主管課
公立学校共済組合 災害予防主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

緊急地震速報の訓練の実施について（依頼）

内閣府（防災担当）及び気象庁から、令和2年11月5日（木）に緊急地震速報の全国的な訓練を行うことについて、所管関係機関への周知等の依頼がありました。

については、下記の訓練の実施方法、訓練実施における留意事項を御確認いただき、緊急地震速報の訓練の実施を検討していただくようお願いいたします。特に、当省委託事業「学校安全総合支援事業」（平成30年度～令和2年度）実施地域におかれては、積極的な参加をお願いいたします。

また、訓練を実施した機関におかれては、訓練実施後にアンケートへの回答にも御協力いただくようお願いいたします。

本件について、都道府県教育委員会災害予防主管課におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会災害予防主管課におかれては、所管の学校に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く国立大学災害予防主管課におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体災害予防主管課におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても周知していただくようお願いいたします。

なお、緊急地震速報を活用した訓練の成果等については、学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」※に掲載しておりますので、ご参照ください。

※URL <https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index.html#torikumi>

1. 訓練概要

緊急地震速報を見聞きした際に、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施することで、実際に緊急地震速報が発表された時の適切な対応行動を身に付けて頂くとともに、本訓練を契機として日頃からの地震や津波への備えの重要性を再認識してもらうことを目的として、緊急地震速報の全国訓練を実施します。

(1) 実施日時

令和2年11月5日(木) 10時00分頃

(2) 参加機関等

国の機関、地方公共団体、民間企業等、個人

(3) 訓練の内容等

訓練参加者は、訓練用の緊急地震速報を見聞きした際に、速やかに安全な場所へ移動するなど、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施する。

※ 本訓練は義務的なものではありませんが、その重要性に鑑み、積極的な実施をお願いします。

※ 訓練の詳細については、別添チラシの「緊急地震速報の訓練に参加しましょう！」や気象庁ホームページもご参照ください。

「緊急地震速報の訓練(令和2年11月5日)」(気象庁ホームページ)

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/kunren/2020/02/kunren.html>

※ 各自治体の防災担当部局等が、防災行政無線等による放送を使用し、域内全体を対象とする訓練を実施する場合があります。当該訓練へ参加される場合は、本訓練を改めて実施いただく必要はありません。

※ 防災行政無線等による放送を使用した訓練の実施の有無については、各自治体の防災担当部局等からのお知らせやホームページ等をご確認ください。

2. 訓練の実施方法

訓練実施の方法については、緊急地震速報に係る専用の受信端末(以下、「専用受信端末」という)の設置の有無によって異なりますので、以下の手順を御確認いただくとともに、別添「緊急地震速報の訓練実施方法の確認フロー」も御参照ください。なお、専用受信端末とは、民間事業者から市販されているものであり、市町村の庁舎等に設置されているJアラート受信機とは異なります。

(1) 専用受信端末を設置している機関

① 訓練用の緊急地震速報は、配信事業者(電気通信事業者やソフトウェア・サービス事業者、

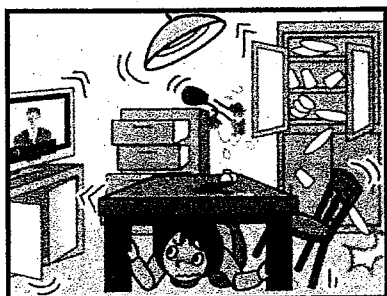
どうやって訓練に参加するの？

- お住まいの自治体の防災行政無線や商業施設などで緊急地震速報が放送される場合があります。自治体からのお知らせ、気象庁のホームページ等でご確認ください。
- 緊急地震速報を受信する端末をお持ちの方
 - ご契約の事業者から配信される¹⁾ 訓練用の緊急地震速報や受信端末に備わる訓練機能を利用してみましょう。
- 受信端末をお持ちでない方
 - 気象庁ホームページで公開している訓練用動画²⁾ や、スマートフォンの訓練用アプリ³⁾ を使ってみましょう。

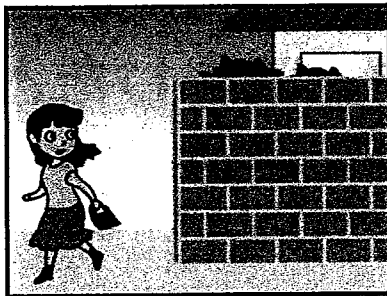


緊急地震速報を聞いたら、どうすればいいの？

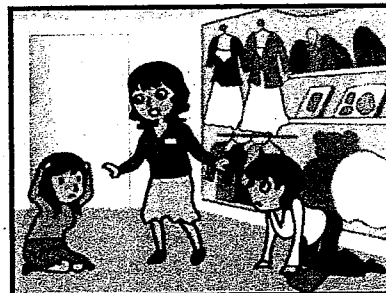
緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、まわりの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本です。



頭を守って、安全な場所に避難！



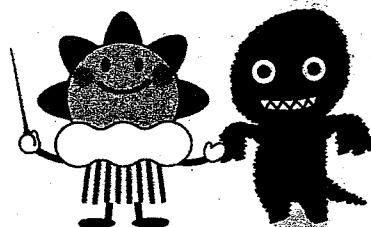
危ない場所から離れて！



お店では、あわてず係員の指示に従って！

シェイクアウト訓練

- シェイクアウト訓練とは、地震の際の安全確保行動1-2-3「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける訓練です。当日、シェイクアウト訓練が行われる自治体にお住まいの場合は積極的に参加してみましょう。



気象庁マスコットキャラクター「はれるん」
シェイクアウトキャラクター「シェイククエイク」

気象庁の
ホームページも
見てね！

- 1) 訓練用の緊急地震速報の配信の有無については、ご契約の事業者等の周知・案内等をご確認ください。(訓練用の緊急地震速報を配信する予定の事業者名は、気象庁のホームページにも掲載予定です。) 配信される場合は、訓練用の緊急地震速報を受信した時の端末の動作等についてもご確認ください。
- 2) 緊急地震速報訓練用動画や訓練の詳細については、気象庁のホームページをご覧ください。
- 3) 株式会社NTTドコモ「地震防災訓練アプリ」は各社のスマートフォンで利用可能です。(一部ご利用できない機種もあります。) 詳細については株式会社NTTドコモのホームページをご覧ください。

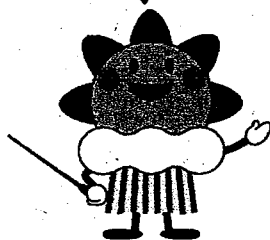
緊急地震速報を活用した訓練について
(気象庁ホームページ)

緊急地震速報 訓練



【お問い合わせ先】

気象庁 地震火山部管理課 地震津波防災対策室
〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号
電話: (03)3212-8341 (内線4556)



11月5日は
津波防災の日

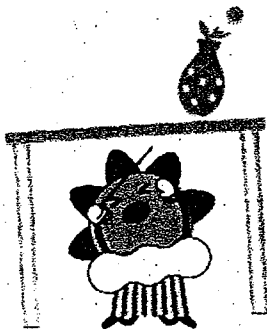
11月5日(木)は 緊急地震速報の訓練に 参加しましょう！

緊急地震速報を見聞きしたときに、慌てずに
身を守る行動ができるようにしましょう

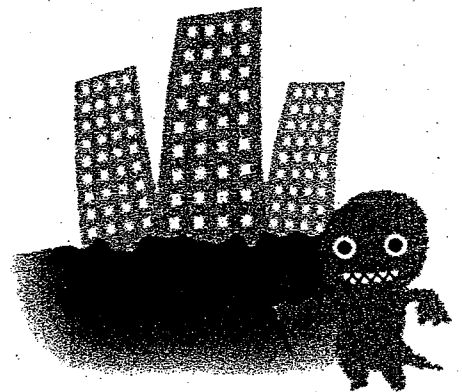
- ・令和2年11月5日(木)10時00分頃に、訓練に参加する地方自治体の防災行政無線や、一部商業施設などで緊急地震速報の放送があります。

※訓練の緊急地震速報は、テレビ・ラジオの放送や、携帯電話・スマートフォンの緊急速報メール（エリアメール）には流れません。（一部のコミュニティFM等を除く）

- ・普段から、家具の固定など地震への備えをすすめ、津波避難場所なども確認しておきましょう！



国土交通省
気象庁



緊急地震速報訓練の実施方法確認フロー

※本訓練は義務的なものではありませんが、その重要性に鑑み、積極的な実施をお願いいたします。
 ※各自治体の防災担当部署等が、防災行政無線等による放送を使用し、域内全体を対象とする訓練を実施する場合があります。当該訓練へ参加される場合は、下記の訓練を改めて実施いただく必要はありません。
 ※防災行政無線等を使用した訓練の実施の有無については、各自治体の防災担当部署等からのお知らせやホームページ等をご確認ください。

緊急地震速報に係る専用の受信端末を設置していますか？

<設置している>

<設置していない>

配信事業者(一部の電気事業者やソフトウェア・サービス事業者、気象事業者などに、11月5日(木)に訓練用の緊急地震速報の配信を実施するか確認。

<訓練報の配信あり>

11/5に配信される訓練用の緊急地震速報を使用した訓練の実施を検討

<訓練報の配信なし>

受信端末に備わる訓練用の報知機能を活用した訓練の実施を検討
 又は
 気象庁ホームページの緊急地震速報訓練用動画又はスマートフォンを活用した訓練の実施を検討

気象庁ホームページの緊急地震速報訓練用動画又はスマートフォンを活用した訓練の実施を検討

<受信端末イメージ>



※民間事業者から市販されています。

4. 訓練に関する依頼事項・注意事項

- (1) 訓練の実施にあたって館内放送等を実施する場合には、放送を聞いた人が本物の地震と誤って判断しないなど、混乱なきよう実施願います。
- (2) テレビやラジオによる放送や、携帯電話（緊急速報メール／エリアメール）で訓練報は配信されません。
- (3) 訓練の実施に際しては、気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/koudou/koudou.html>)を参考に、緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動を確認するとともに、本訓練を機会として日頃からの地震や津波への備えや室内の安全な場所、津波発生時の避難場所の確認等を実施するよう、あわせて周知啓発をお願いします。

5. 訓練実施後のアンケートへの協力依頼

11月5日（木）の訓練実施後に、気象庁ホームページにて、訓練の実施状況及び感想等についてアンケートを実施します。訓練を実施した機関におかれては、訓練終了後から11月18日（水）までに、下記URLにあるWEBアンケートへの回答にも御協力いただくようお願いします（文部科学省への回答及び報告いただく必要はありません）。

「緊急地震速報訓練参加機関用 WEB アンケート」（気象庁ホームページ） ※10月下旬公開予定
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/kunren/2020/02/q01.html>

【添付書類】

- (別添1) 緊急地震速報訓練の実施方法確認フロー
- (別添2) チラシ「緊急地震速報の訓練に参加しましょう！」

担当：【訓練に関すること】

参事官（施設防災担当）付防災調整係
電話 03-5253-4111（内線 2290）

【防災教育に関すること】

男女共同参画共生社会学習・安全課防災教育係
電話 03-5253-4111（内線 2670）

気象事業者など)を介して受信端末に配信されるため、日時や方法等について事業者からの周知・案内を十分にご確認いただき、不明な点等がありましたら事前に事業者にお問い合わせください。

なお、訓練用の緊急地震速報を配信する予定の事業者名は、上記の気象庁ホームページにも掲載予定です。

- ② 訓練用の緊急地震速報の配信が実施される場合、11月5日(木)10時00分頃に配信されますので、この配信を利用した訓練の実施を検討してください。
- ③ 訓練用の緊急地震速報の配信が実施されない場合、専用受信端末に備わっている訓練用の報知機能を活用した訓練、又は、下記(2)の訓練の実施を検討してください。

(2) 専用受信端末を設置していない機関

① 緊急地震速報訓練用動画を使った訓練

気象庁がホームページで提供している緊急地震速報訓練用動画を使用した訓練の実施を検討してください。なお、訓練の実施方法については、同ホームページの活用例を参照してください。

「緊急地震速報訓練を実施するための映像・教材など」(気象庁ホームページ)

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/kunren/kit.html>

② スマートフォンを活用した訓練

スマートフォン用の「地震防災訓練アプリ」を使用した訓練の実施を検討してください。

「地震防災訓練アプリ」(株式会社NTTドコモホームページ)

https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/earthquake_warning/disaster_prevention/index.html

3. シェイクアウト訓練を実施する場合

防災研究者が中心となり結成され、シェイクアウト訓練を提唱・サポートしている「効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議」では、シェイクアウト訓練の実施を呼びかけ、実施団体を認定し公表しています。

今回、各機関において実施を予定している緊急地震速報訓練でシェイクアウト訓練を行う場合に、同会議が提唱する訓練としても実施登録することができますので、希望する場合は、令和2年10月30日までに同会議のホームページで申請手続きを行ってください。詳細は以下ホームページよりご確認ください。

「効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議ホームページ」<http://www.shakeout.jp/>

<効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議が提唱する「シェイクアウト訓練」>

科学的な裏付けのある地震シナリオに基づき、事前登録の上、指定された日時に、地震から身を守るための3つの安全確保行動(①まず低く、②頭を守り、③動かない)を各人がいる場所(職場、学校、外出先等)で約1分間行うというもの